

## 論 文

## 学校式典（入学式・卒業式）における日の丸・君が代実施の規定要因

— 実施率の上昇（80年代）から完全実施（90年代）に向けて —

## 小 針 誠

現代社会学部・現代こども学科

## 1. 問題関心

本研究の目的は、1980年代以降の公立小・中学校の学校式典（入学式および卒業式）における日の丸掲揚ならびに君が代斉唱の実施の問題をめぐって、その地域間格差とその要因を計量的に分析し、学校教育現場と国家・政治との間で繰り広げられた葛藤<sup>コンフリクト</sup>の問題を解明することにある。具体的にいえば、卒業式・入学式における日の丸・君が代問題の実施状況をめぐる各都道府県別のデータから、その地域間格差とその要因・背景について、主に教職員組合、都道府県議員、都道府県の首長における革新勢力の諸動向に注目しながら、80年代半ばと90年代半ばの2時点を計量的に実証し、変化の様態を明らかにする。

2003年以降、公立学校の学校式典（主に入学式・卒業式）における日の丸の掲揚と君が代の斉唱はその実施率100%というデータが示す通り、もはやその実施は当たり前になりつつある。しかし一方で、しばしば「強制的」と批判されているように、そうした動向に抵抗・反発する一部の教職員との間で様々な混乱も続いている。特に1999年8月に施行された国旗・国歌法（正式名「国旗及び国歌に関する法律」）の審議中に当時の内閣官房長官である野中広務は「強制はしない」と発言していたのだが、その一方で罰則強化を付帯条件としていたため、強制に対する批判が現れるようになった。

1990年代半ば以降、都道府県・市町村の教育委員会の多くが実施率100%を目標に、学校現場への日の丸・君が代の徹底と、それに従わない教員の処罰を決めたことが挙げられよう。その傾向が最も顕著な東京都では、2005年春の公立学校の卒業式で、君が代斉唱時に起立斉唱を求める職務命令に従わなかったとして、都内の公立学校40校の教師52名が処分されている（吉田2005）。また、福岡県久留米

市や東京都町田市をはじめ幾つかの市町村の教育委員会では、各公立小・中学校の君が代の声量を逐一調査し、声量の小さい学校に対しては、「大きな声」でその斉唱の徹底を求めている。

この傾向の契機になったのが、1985年の春（昭和59年度卒業式・昭和60年度入学式）に初めて実施された日の丸・君が代の実施率に関する調査「公立小・中・高等学校における入学式及び卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査」である<sup>2</sup>。

当時の実施率は100%からほど遠く、実施の方法も各都道府県によって実に多様であった。ところが、調査結果が明るみになり、これが「不十分・不完全な実施状況」として認識されてから、実施率100%が目標とされた。

以上の動向から、以下の問いを立てることが可能である——かつてはそれぞれの地域によって、実施率や実施の方法に様々な差が見られたのはなぜだろうか。この問いに答えることこそ、本論の課題である。この問いに答えることは、「この20数年もの間に急速かつ全国各地で完全実施に至ったのはなぜか」という問いに回答を与えることにつながる。

これまで教育学あるいは教育学者の多くは日本の教育の保守化としての日の丸・君が代強制の問題を強く批判してきた。こうした教育研究・運動のあり方に対して、あらゆる教育行政に関わる問題を「文部省 対 日教組」という対立構図に収斂させすぎたとの批判もある（村松2000）。しかし、中澤（2007）によれば、村松の批判に対して、この対立構図はイデオロギー的な対立に由来するもので、実態を踏まえたものなのかどうかはほとんどデータで実証されていないという。日の丸・君が代の問題についても実証的に検討したものはほとんどないといってよい。あるいは、ここ20年間という比較的短いタイムスパンの中で劇的に変化した「文部省 対 日教組」の構図そのものを改めて捉えなおす必要があるように思われる<sup>3</sup>。2006年12月の教育基本法改正の問題を含めて、政策過程に関する十分な実証研究が行われてこなかった研究動向を鑑みれば、本研究の意

義は小さくないと考えられる。さらにいえば、日の丸・君が代問題は学校現場の活動等に即反映されるし、可視的である。このように日の丸・君が代問題は、教職員・保護者・子どもなど学校関係者の一部にとって、戦後を通して、常に目に見える形の政治的争点であり続けたのである。

特に本研究では、80年代半ば以降の「日本社会の保守化」という言葉だけでは十分に説明のつかない国家主義的な事態が革新勢力（社会党・共産党あるいはそれらと関わり深い教職員組合など）の求心力の低下ともいうべき現象と同時平行に進んでいることを明らかにし、教育現場に及ぼす影響について考えたい。

## 2. 日の丸・君が代問題の過程

### (1) 道程

2006年現在、全国の公立小・中学校・高校の入学式・卒業式における日の丸・君が代の実施率は100%である。これは、すべての公立学校が式典において日の丸を掲揚し、君が代を斉唱しているということの意味する。ところが、1980年代半ばまでは必ずしもそうではなかった。1985年以降の日の丸・君が代の実施率の推移を見ながら、実施率100%に至った経緯とその背景について確認しておこう。

1985年（昭和60年）は昭和天皇在位60年を迎えて、当時の首相・中曽根康弘が「戦後政治の総決算」をうたい、自民党は都道府県連に対して「国旗掲揚並びに国歌斉唱の徹底について」を通達している。教育現場でも、85年8月には文部省が入学式・卒業式における日の丸掲揚・君が代斉唱を要求する「徹底通知」を出すなど、日の丸・君が代に関する一連の問題を考える上で、数あるターニング・ポイントのひとつになった。

この徹底の背後にあると考えられるのが、文部省がはじめて日の丸掲揚・君が代斉唱の実態を把握すべく、全国の公立小・中・高校を対象に実施した悉皆調査「公立小・中・高等学校における入学式及び卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査」である。以下の分析で主要なデータソースのひとつである本調査は、入学式・卒業式それぞれの式典において、日の丸については掲揚したか否か、国歌については斉唱したか否か、さらに斉唱しなかった場合はメロディだけを流したか、あるいは斉唱もメロディもなかったのかについて、都道府県別に明らかにしている<sup>4</sup>。いわば1985（昭和60）年は、悉皆調査の実施とそこから浮かび上がってきた「不完全な結果」をもとに、文部省が各都道府県・政令指定都市の教育長に通達を出し、その徹底実施に

向けて動き出した、日の丸・君が代問題にとっての大きな転機となった<sup>5</sup>。

その2年後の87年には塩川正十郎文相（当時）が『文部広報』で小・中学校長に対して、卒業式・入学式での日の丸・君が代の掲揚・斉唱の実施を要請した。ところが翌88年には3月から4月にかけての卒業式・入学式において国立公立学校での日の丸掲揚と君が代斉唱・演奏をめぐる、学校教職員会議の紛糾、校長ら管理職と一般教職員間の抗争、子どもや保護者の拒否行動、文部省側に立つ保護者・教職員・子どもたちとの対立が頻発した。このことで、「日の丸」「君が代」が社会問題として世間の注目を集めるところとなった。

そこで文部省は1989（平成元）年3月に告示された学習指導要領で、「入学式や卒業式などにおいては、その意義をふまえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものである」とし、教育における日の丸（国旗）・君が代（国歌）の実施を明記した。同年4月には公立小・中学校に加えて、高等学校の入学・卒業式での日の丸掲揚・君が代斉唱を義務付けるとともに、違背または妨害した教職員は処分できるものとした。結果、処分規定が明記される直前の平成元年度には全国で12名に過ぎなかった処分者が翌2年度には戒告30名・訓告16名の計46名と4倍増になったことは、偶然の出来事ではないだろう。君が代・日の丸問題をとっても、80年代半ば以降、それまでの「ゆるやかな強制」から「事実上の義務づけ」（強い指導）へと位置づけるなど、内向きのナショナリズム志向が見られるようになった（田中2000）。日教組はこれを国家による日の丸・君が代の強制であるとして猛反発したのだった。

ところが、80年代末以降、社会党・共産党あるいは日教組などの革新勢力に「冬の時代」が訪れる。

1989年のベルリンの壁の撤去と一連の東欧革命によって、社会主義国家体制が相次いで崩壊し、米ソ首脳のマルタ会談で正式に資本主義・社会主義両大国の冷戦終結が宣言された。それは、それまで革新勢力を支えてきた価値・理念・体制が大きく揺らぎはじめたことを意味する。94年7月20日の衆議院本会議では、自民党・社会党による連立政権下にあった村山富一首相（当時）が「日の丸は国旗、君が代は国歌として尊重する」と発言し、さらに同党も正式にこれを追認した（原2000）。翌95年9月開催の日教組第80回定期大会では、日教組と文部省との「歴史的和解」もみられ、日の丸・君が代問題の強制反対闘争からの撤退方針を採択した。

1999年3月には小淵首相（当時）が日の丸・君が代の法

制化に言及し、その2週間後の15日には自民党常任幹事会が法制化方針を了承、5月に再度政府・与党（自民・公明両党）で法案提出に合意するも公明党の両院委員会で紛糾、法案提出がしばしば見送られた。ところが、6月に国旗国歌法案を閣議決定し、国会に提出、その際に君が代における「〈君〉は象徴天皇とする」という統一見解を発表した。同月には連立与党の公明党の容認をとりつけて、衆議院で審議入り、7月22日には衆議院本会議で賛成403、反対86で可決、そのまま参議院に送られて8月9日の本会議で賛成166、反対71で可決、国旗・国歌法（正式名「国旗及び国歌に関する法律」）は成立した。

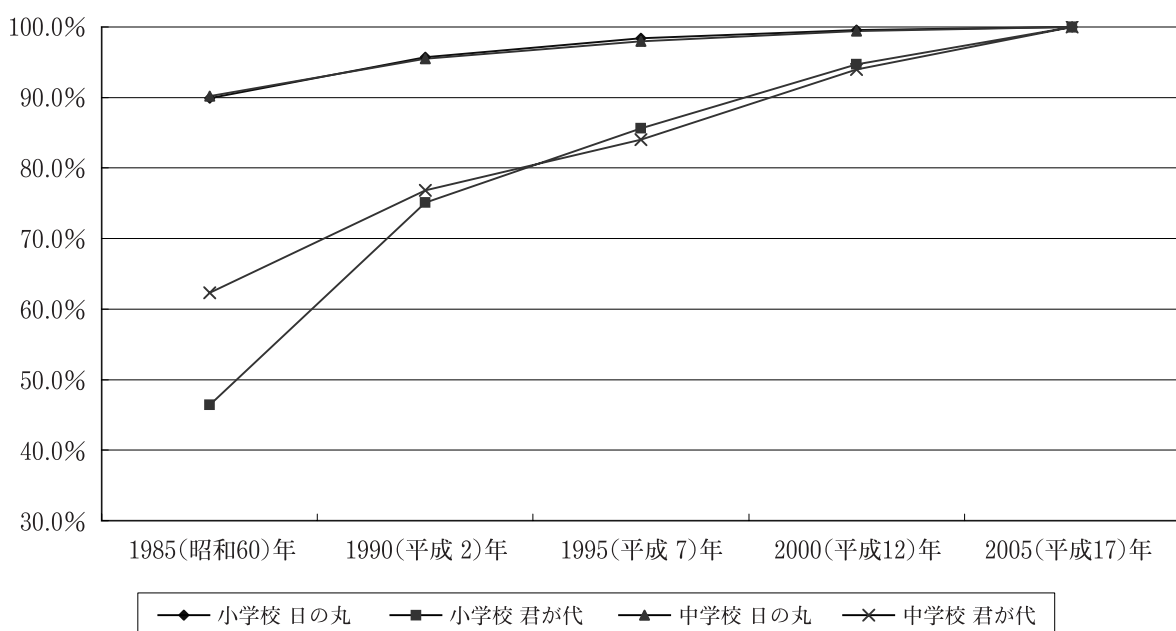
以上の政治的変遷とあわせて、85年以降の5年毎の入学式における日の丸・君が代の実施率を示した〔図-1〕を見れば明らかなように、85年段階で日の丸掲揚を実施している学校は、小学校・中学校の別を問わず、90%を前後するなど高率ではあるが、君が代斉唱については中学校で62.3%、小学校で46.4%に過ぎなかった。

ところが、学習指導要領に「愛国心」に関する内容がはじめて明記された90年代に入ると<sup>6</sup>、君が代斉唱は小学校入学式で75.1%、中学校入学式で76.8%と上昇し、その後は5年ごとに約5%ずつ上昇し、03年度の実施率は100%（完全実施）になった。それを理由に04年度以降、本調査は行われていない。

また、日の丸・君が代の実施に向けた問題の構図も80年代から90年代にかけて大きな変化が生じた。80年代は実施率上昇に熱心であった文部省・教育委員会や保守系議員は、90年代に入ると罰則をちらつかせながら「完全実施」（実施率100%）を目指すようになった。その契機のひとつが89年の小・中学校の学習指導要領改訂である。文部省は、新しい学習指導要領のなかで、「国旗を掲揚し国歌を斉唱することを明確に」するため、「特別活動」の学校儀式に関連して「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するものとする」と規定した。それは文部省の「願望」（掲揚・斉唱することが望ましい）から「義務」（掲揚・斉唱しなければならない）への転換でもあった（佐藤1995）。

つまり、80年代における実施率の上昇に伴って、次は100%の完全実施が目指されるようになった。その一方で、不完全実施の地域に対して教育委員会と連動して、罰則規定を加えた教職員に対する強い指導と介入の動きが強化された。それは、99年8月に成立・施行された国旗・国歌法などの法制化によって、国家による「強い指導」がさらに強化・加速したともいえよう。一連の結果、公立小・中学校の学校式典の日の丸・君が代実施率が相次いで100%を記録し、地域別の偏差もほとんど見られなくなった。

〔図-1〕 入学式における日の丸掲揚・君が代斉唱実施率（1985年～2005年）



〔出典〕 文部（科学）省『教育委員会月報』各年度版および同省のホームページより作成。

## (2) 根拠

ところで、しばしば保守勢力から指摘され、国家主義的教育改革の根拠とされる、公＝国家に対する愛情の重視や日の丸・君が代の実施は子どものモラルを向上させ、少年犯罪の抑止につながるのだろうか。昨今、凶悪な少年犯罪が発生するたびに、ナショナルなレベルでの「教育」、たとえば国家主義的な徳育や「公」＝国家に対する愛国心教育の強化を主張する声は保守陣営から発せられることが少なくない。彼らの主張にそのまま従えば、子どもたちの道徳や教育、あるいは国家的象徴である日の丸・君が代の実施によって、子どものモラルは向上し、少年犯罪を抑制するはずである。

警察庁『犯罪統計書 昭和60年の犯罪』から求められる各都道府県における1985年当時の少年犯罪の発生率と、同年の公立小・中学校の入学式および卒業式における日の丸・君が代の実施率の8変数との関連をみると、すべてにおいて負の相関 ( $-0.268 < r < -0.142$ ) が確認されたが、いずれも統計的に有意ではなかった ( $0.068 < p < 0.342$ )。つまり、80年半ばの時点において、日の丸・君が代を実施する／しないことと少年犯罪の発生は、少なくとも統計上、意味のある因果関係としては認められない。

その10年後の95年についても同様の傾向が確認できる。警察庁『犯罪統計書 平成7年の犯罪』に掲載されている都道府県別の少年犯罪発生率を従属変数に検証してみよう。95年については、日の丸・君が代の完全実施地域(25府県)とそうではない地域(22都道府県)との間で少年犯罪発生率を比較すると(t検定)、完全実施地域は1.10%(SD 0.00294)に対して、非完全実施地域の1.29%(SD 0.00481)と、一見すると完全実施の地域のほうが少年犯罪発生率は低いものの、やはり両者の差は統計的に有意ではない(t値 =  $-1.736$  d.f. = 45  $p = 0.089 > .05$ )。

日の丸・君が代の実施が少年犯罪の発生などを含めた子どもたちのモラルの低下を抑止することはできないことからわかるように、公教育における日の丸・君が代の実施などに見られる愛国心の根拠は十分ではないのだ。

## 3. 実施率に関する80年代の分析

### (1) 分析枠組み

1970～80年代の日本の教育政策形成システムを分析したレオナード・J・ショッパ(1991＝2005訳)によれば、教育政策をめぐる権力の配置は、少なくとも70年代初頭までは、官僚制・財界・自民党の三者によるパワー・エリート

論が一般的であった。ところが、昨今では、これら三者による政策形成のパワー・エリート・モデルのみならず、それらアクター間の内部対立や葛藤に焦点を当てたり、反対勢力(教職員組合・革新系都道府県議員・革新系首長)も加えた、いわゆる「多元主義的モデル」が一般的になりつつあるという。また、日の丸・君が代問題のような政治的イシューは単なる利益団体のみならず、政治家・政党・議会などの諸影響を検討すべきだとする指摘もある(青木2004)。

本研究では、この多元主義的モデルに則り、日の丸掲揚と君が代斉唱の導入と抵抗の過程を、主に抵抗勢力としての革新勢力(革新首長、革新議員、日教組)に注目して分析をおこなう。

なお、1985(昭和60)年当時のデータは、先述したように、文部省が全国公立小・中・高校に対して初めて実施率を調査したデータである。本調査データは「徹底通知」以前のもの、すなわち、それを契機にした「強い指導」がおこなわれる以前のデータである。つまり、各都道府県の自由度が担保された実施状況を示すものである。各都道府県の実施率を見ても、地域的な格差が大きく、重回帰分析など多変量解析に耐えうるデータであると判断できる。

### (2) 仮説

以下では、各都道府県の公立小・中学校の1985年3月の卒業式(昭和59年度卒業式)ならびに1985年4月の入学式(昭和60年度入学式)における日の丸掲揚・君が代斉唱の実施率を従属変数に、その規定要因として考えられる革新勢力に関する複数の変数を独立変数として投入した重回帰分析をおこなうことにある。

まず、従属変数は先にも述べた通り、85年度の公立小・中学校における日の丸掲揚・君が代斉唱の実施率(%)である。従属変数の8変数(小学校・中学校の入学式・卒業式における日の丸掲揚・君が代斉唱)<sup>7</sup>の実施動向を示した〔表-1〕から浮かび上がる傾向は、なによりもまず、小学校・中学校ともに入学式に比べて卒業式のほうがその実施率が高い点である。日の丸掲揚と君が代斉唱の実施を比較すると、日の丸掲揚と比べて君が代斉唱のほうが実施率が低く、地域的な分散(標準偏差)が大きい。これは日の丸という旗が視覚的で、政治性がやや希薄であるのに対して、君が代はその「君＝天皇」<sup>8</sup>との政治的解釈が主権在民の現憲法になじまないという思想的背景から、それに反対する現場の教員のなかにはそれを承服できないと考える者が多いからだろうと推察される(暉峻1991)。

他方、独立変数は以下の3変数である〔表-1〕。

第一に、80年当時における各都道府県の全教職員の日教組（日本教職員組合）組織率である。日教組はよく知られるように君が代・日の丸問題をめぐって戦後長らく文部省や教育委員会と対立してきた。89年2月の新しい学習指導要領で「国旗」「国歌」の義務化を受けて、翌90年には掲揚・斉唱の強制反対闘争方針を決定している。したがって、教職員のうち日教組の組織率が高い地域ほど、日の丸・君が代の実施率は低下すると予想される。なお、80年当時、日教組組織率が最も高い地域は沖縄県の87.9%、最低は栃木県の0.74%であった（日本教育新聞社『日本教育年鑑'82』）。

第二に、都道府県議会の革新政党に所属する議員比率（83年当時）である。ここでいう革新政党とは社会党および共産党の両党を指す。革新政党に属する都道府県議員の比率が高い地域ほど、君が代・日の丸の実施率は低下するだろう。その比率が最も高い地域は秋田県の36.9%に対して、最低は滋賀県の6.5%であった（日本統計協会『日本統計年鑑'84』）。なお、日教組組織率と革新政党所属比率との間には弱い正の相関（ $\alpha = .166$ ）が見られたものの、統計的に有意ではなかった（ $p = .266$ ）。したがって、両変数は互いに独立である。

第三に、都道府県知事の支持・推薦政党（83年当時）である。いうまでもなく、革新知事のほうが日の丸・君が代の問題に対して消極的なスタンスをとることが予想される。また、先の各都道府県の議会の勢力と知事の支持・推薦政党とは必ずしも一致しないことも多いため、ここでは首長・

議員両方の変数を投入した。しかし、80年代以降の都道府県知事選挙においては、支持政党を標榜しない所謂「無党派化」が進む中、その分類は容易ではない。そこで、以下、「革新知事」とは共産党支持・推薦の首長と、社会党支持・推薦ではあるが自民党など保守系政党の支持・推薦を受けていない（いわゆる「相乗り候補」ではない）知事の両方を指すものとした。その分類法に従うと、83年4月末当時の「革新系知事」はわずか4名に過ぎなかった（地方自治総合研究所『全国首長名簿1983年度版』<sup>9</sup>）。ここでは「革新知事」を1、「その他」0というダミー変数を投入した。

### (3) 日の丸掲揚・君が代斉唱の規定要因

分析の結果は、日の丸掲揚については〔表-2〕、君が代斉唱については〔表-3〕に示すとおりである。

先にも論じたように、85年当時から学校式典における日の丸掲揚の実施率は高く、君が代斉唱に関する数値と比較しても地域的な偏差についてはそれほど大きくはない。従属変数の分散が小さいということは、独立変数で説明される部分も小さくなるため、当然のことながら決定係数（ $R^2$  値）やF値も小さくなる。特に小学校・中学校の入学式における日の丸掲揚に関わる2つの分析結果は、F値が5%未満の有意水準に達していないことから（ $p = .108$ および $p = .100$ ）、重回帰分析のモデルとして適切ではない。

さて、小学校・中学校の入学式・卒業式それぞれの式典における日の丸掲揚実施率については、〔表-2〕にあるように、日教組組織率のみがいずれも5%水準で負の相関を示している。つまり、各都道府県において教職員の日教

〔表-1〕 分析に用いた変数（基本統計量）85年分析

			最小値	最大値	平均（実施率）	標準偏差
従属 変数	日の丸掲揚	小学校・卒業式（85年）	6.9%	100.0%	92.4%（92.5%）	0.169
		小学校・入学式（85年）	5.0%	100.0%	90.1%（89.9%）	0.185
		中学校・卒業式（85年）	6.6%	100.0%	91.9%（91.2%）	0.171
		中学校・入学式（85年）	5.8%	100.0%	90.6%（90.2%）	0.184
	君が代斉唱	小学校・卒業式（85年）	0.0%	100.0%	75.9%（72.8%）	0.316
		小学校・入学式（85年）	0.0%	100.0%	54.0%（46.4%）	0.316
		中学校・卒業式（85年）	0.0%	100.0%	72.9%（68.0%）	0.333
		中学校・入学式（85年）	0.0%	100.0%	67.8%（62.3%）	0.338
独立 変数	日教組組織率（80年）		0.7%	87.9%	48.2%	0.217
	都道府県議会・革新議員比率（83年）		6.5%	30.6%	16.9%	0.057
	都道府県知事の支持・推薦政党ダミー（83年）		0	1	0.11	0.312

出典：従属変数の日の丸・君が代実施率については、文部（科学）省『教育委員会月報』または同省ホームページ。独立変数の日教組組織率は日本教育新聞社『日本教育年鑑'82』、都道府県議会の革新議員比率は日本統計協会『日本統計年鑑'84』、都道府県知事の支持・推薦政党については地方自治総合研究所『全国首長名簿1983年度版』より作成。

組織率の高い地域ほど、日の丸掲揚率が低いことが明らかである。日の丸掲揚の実施に当たっては、学校現場の教職員の声（voices）がかなり強い影響力をもっていたことが推察される。

他方、君が代斉唱の規定要因に関する4つの分析結果〔表-3〕を見ると、すべての分析モデルでF値が1%水準で有意であり、分析モデルとしても妥当である。また、決定係数（R<sup>2</sup> 値）も30%前後とこの種の分析においては比較的高い。

君が代に関する独立変数についてみると、4つの分析において共通しているのは、特に日教組組織率のみならず、革新議員比率についてもいずれも負の相関を示しているという点である。すなわち日教組組織率や革新議員比率の高い地域ほど、「革新」アクターの〈抵抗〉が窺える。なかでも「小学校・卒業式」を除いては、日教組組織率の影響力が最も強い。

逆に、いずれも有意ではなかった変数は革新知事ダミーである。1960～70年代に主として都市部（東京都や京都府など）に登場した革新首長は、80年代半ばになると、引退もしくは落選し、表舞台から去ることとなり、その数は大

幅に減少した。学校教育に対する革新首長の影響力・求心力の低下は80年代の中頃にすでにはじまっていたともいえるのではないだろうか。

以上のように、都道府県議会での革新議員の多寡、そして教育現場においては日教組などの革新勢力が日の丸・君が代の実施に抵抗しており、そのことによって日の丸・君が代実施の地域的な分散が生じていたといえる。

#### 4. 完全実施（実施率100%）をめぐる 90年代半ばの状況

先掲〔図-1〕によれば、1985年時点で公立小・中学校の日の丸・君が代完全実施の都道府県は入学式で富山県1県、卒業式で3府県（山口県・愛媛県・鹿児島県）に過ぎなかった。それから10年後の90年代半ばには、事態はどのように変化したのだろうか。

先述のように、80年代後半から90年代にかけて、小学校・中学校・高校ともに完全実施の都道府県は急増していった<sup>10</sup>。この状況と合わせて、革新系教職員組合への組織率と新規加入率は低下している。先に分析を行った1985年は

〔表-2〕日の丸掲揚率の規定要因（重回帰分析）

	小学校・卒業式		小学校・入学式		中学校・卒業式		中学校・入学式	
	B	β	B	β	B	β	B	β
日教組加入率80	-0.250 *	-0.275	-0.262 *	-0.307	-0.267 *	-0.338	-0.290 *	-0.341
革新議員率80	-0.677	-0.283	-0.692	-0.212	-0.628	-0.208	-0.569	-0.175
革新知事ダミー-83	-0.007	0.021	-0.018	-0.030	-0.023	-0.042	-0.027	-0.046
定数	1.160 **		1.146 **		1.156 **		1.145 **	
R2	0.176		0.159		0.178		0.162	
F 値	3.068 *		2.704		3.094 *		2.773	

\*p<.05 \*\*p<.01

註) 対象は47都道府県の84年度卒業式および85年度入学式。〔表-3〕も同様。

〔表-3〕君が代斉唱率の規定要因（重回帰分析）

	小学校・卒業式		小学校・入学式		中学校・卒業式		中学校・入学式	
	B	β	B	β	B	β	B	β
日教組加入率80	-0.542 **	-0.371	-0.607 **	-0.416	-0.629 **	-0.409	-0.641 **	-0.410
革新議員率80	-2.182 **	-0.392	-1.533 *	-0.275	-1.895 *	-0.323	-1.724 *	-0.289
革新知事ダミー-83	-0.025	-0.024	-0.037	-0.037	-0.101	-0.094	-0.125	-0.115
定数	1.391 **		1.096 **		1.364 **		1.291 **	
R2	0.338		0.282		0.312		0.288	
F 値	7.334 **		5.638 **		6.496 **		5.800 **	

\*p<.05 \*\*p<.01

組合組織率が奇しくも50%をはじめて割りこみ（49.5%）、社会的に注目された。その10年後の95年にはさらに低下し（34.1%）、2005年には29.5%にまで落ち込んでいる〔図-2〕。

先の〔図-1〕でも挙げたように、80年代から90年代にかけて、学校式典や学校段階の別に関係なく、全国の日の丸・君が代実施率は90%を越えた。その結果、文部省当局の関心は各都道府県の「実施率の上昇」から「完全実施の都道府県増」へとスライドし、各教育委員会を通じて学校に対する「強い指導」が行われるようになった。

90年代は85年8月文部省より出された「徹底通知」をはじめとする「強い指導」に対して全国各地で反対運動や「君が代」訴訟が各地で起きている。訴訟の先駆けは86年春の京都市で起きた強制反対運動である。しかし、京都地裁（92年）、大阪高裁（96年）も原告敗訴、最高裁に上告するも、ともに99年に棄却されてしまう。

本章では、90年代の分析に当たって、94年度卒業式および95年度入学式の公立小・中学校の日の丸掲揚と君が代斉唱の不完全実施（100%未満）の要因をロジスティック回帰分析という手法で検証しよう。

投入する変数は以下の通りである。従属変数は、学校行事における日の丸・君が代の不完全実施の場合を1、完全実施を0とするダミー変数である。8変数（小学校／中学

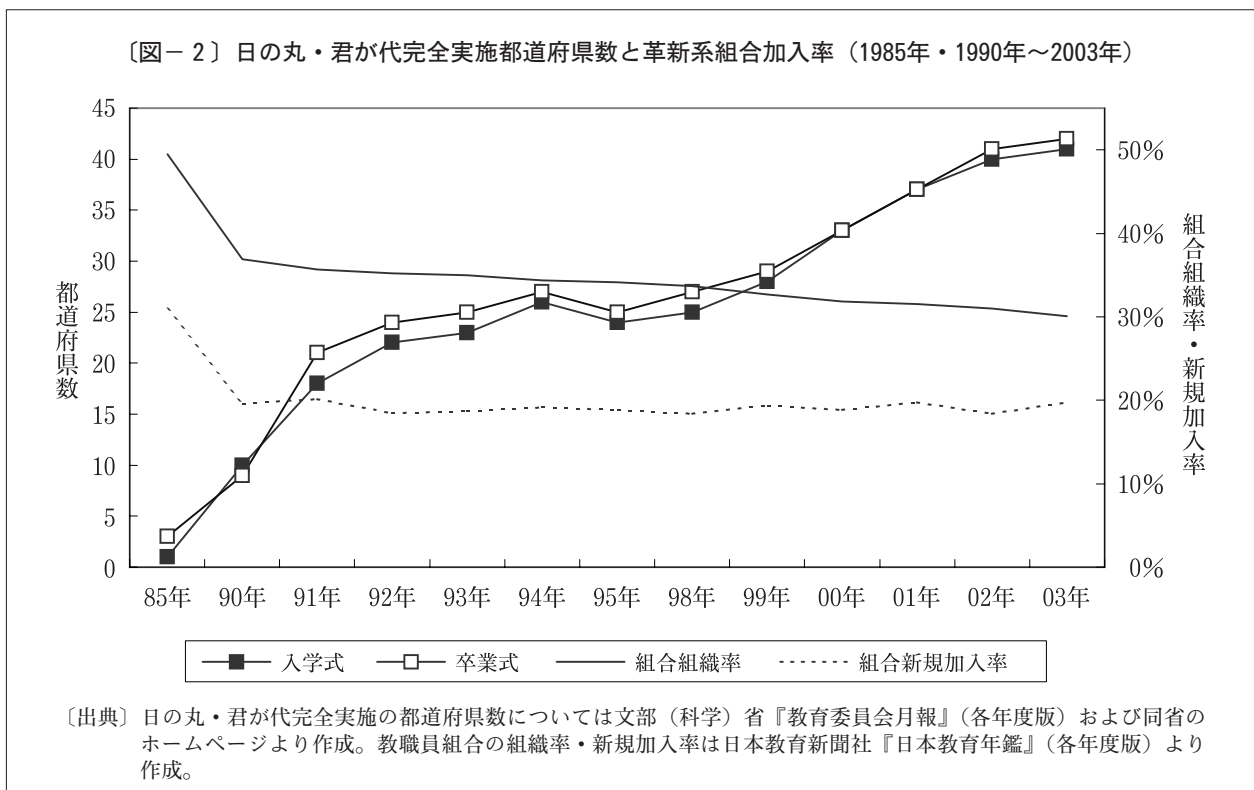
校、入学式／卒業式、日の丸／君が代）のうち、完全実施の都道府県は小学校・入学式の君が代斉唱の場合が最も少なく26県（55.3%）、最も多いのは小学校・入学式の日の丸掲揚の39県（83.0%）である。85年当時と同様に、完全実施の都道府県は日の丸掲揚よりも君が代斉唱のほうが少ない傾向にある。なお、8変数すべてで完全実施の都道府県は半数強の25県（53.2%）にのぼる。

独立変数は以下3変数（いずれもダミー変数）である。第一に革新系教職員組合（日教組・全教の合計）の組織率に注目し、50%以上の場合1、50%未満0とした<sup>11</sup>。第二に、革新系（社会党・共産両党）都道府県議員の占める割合（全国平均16.9%）であり、20%以上1、20%未満0とした。第三に、革新系支持・推薦の首長として、前章と同様、革新系1、それ以外0とした。

80年代・90年代ともに、同様の継続資料からデータを入手した。分析方法や入力した変数の違いなどから、そこから出力される結果を80年代と90年代とで単純比較はできないが、傾向の相違を傍証することは十分に可能であろう。

95年当時（94年度卒業式と95年度入学式）の分析結果は〔表-4〕および〔表-5〕に示した通りである。

日の丸掲揚については、小学校の卒業式、中学校の卒業式および入学式で従属変数が同じ傾向を示したので、分析結果もほぼ同様である〔表-4〕。完全実施／非完全実施



が学校段階・行事の別を問わず同じ傾向を示したことは、90年代半ばには、学校式典における日の丸掲揚の足並みがほぼ揃うようになったことの証左にほかならない。

独立変数に注目すると、いずれの分析結果においても、教職員組合と革新知事については完全実施を阻止する上では有意な変数としては認められなかった。革新系議員が比較的多数（20%以上）を占める都道府県においては、それだけ不完全実施になる確率が2.050倍に上昇することを示している。

他方、君が代斉唱の実施についてもほぼ同様である〔表-5〕。ここでも唯一統計的に有意であったのは革新系議員の占める割合である。その割合が高い地域であれば、不完全実施のオッズが高まる。特に小学校よりも中学校のほうがその傾向が顕著である。また、革新系教職員組合の組織率が有意だったのは中学校・入学式の分析結果のみであった。革新系組合の組織率が50%を超えると約6倍（5.996）の確率で不完全実施になることが示されたが、それでも革新議員ダミーのほうがオッズ比が高い（Exp(B)=7.772）。むしろ、日の丸・君が代の完全実施は、学校現場（教職員）の意見や姿勢を反映せず、都道府県議会議員の影響が直接

的により強く働いているようにも見える。奇しくも1995年は日教組が9月開催の定期大会で日の丸・君が代闘争からの撤退を決めた年であった。それ以後、次第に日の丸・君が代の完全実施を阻止する声が後退し、革新系教職員組合の影響力は急速に低下した。教職員組合に代表される現場の教職員による革新勢力の衰退が99年の日の丸・君が代の法制化をもたらし、さらに02年度の卒業式および03年の入学式からの全国完全実施（実施率100%）の強い誘因になったといえるだろう。

## 5. 結 論

本研究は、学校式典における日の丸掲揚と君が代斉唱の実施に関して、80年代の「実施率の上昇」から90年代の「完全実施」へ、と問題構図の変化を捉えたうえで、その背景にあるとされる「日の丸・君が代実施調査」の全国調査結果データをもとに、その地域間格差の要因を主に革新側の視点をもとに計量的な分析をおこない、〈抵抗〉のあった80年代とそれが喪われた90年代という構図の変化として描き出すことができる。同調査が初めて実施された85年は

〔表-4〕日の丸の不完全実施を規定する要因（ロジスティック回帰分析）

	小学校・卒業式		小学校・入学式		中学校・卒業式		中学校・入学式	
	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)
革新組合ダミー-93	1.590	4.903	1.296	3.653	1.590	4.093	1.590	4.903
革新議員ダミー-93	2.050 *	7.772	1.557	4.744	2.050 *	7.772	2.050 *	7.772
革新知事ダミー-93	0.922	2.514	1.148	3.152	0.922	2.514	0.922	2.514
定数	-1.361	0.256	-0.979	0.376	-1.361	0.256	-1.361	0.256
$\chi^2$	10.573		7.285		10.573		10.573	
有意水準	0.014 *		0.063		0.014 *		0.014 *	

\*p<.05 \*\*p<.01

註) 対象は47都道府県の94年度卒業式および95年度入学式。〔表-5〕も同様。

〔表-5〕君が代斉唱の不完全実施を規定する要因（ロジスティック回帰分析）

	小学校・卒業式		小学校・入学式		中学校・卒業式		中学校・入学式	
	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)	B	Exp(B)
革新組合ダミー-93	1.169	3.218	0.537	1.711	1.251	3.493	1.791 *	5.996
革新議員ダミー-93	1.735 *	5.666	1.378	3.968	2.011 *	7.472	2.121 *	8.337
革新知事ダミー-93	-0.442	0.643	-0.613	0.542	-0.258	0.772	-0.306	0.736
定数	-1.033	0.356	-0.598	0.550	-1.217	0.296	-1.471	0.230
$\chi^2$	8.600		4.381		10.322		13.351	
有意水準	0.035 *		0.223		0.016 *		0.004 **	

\*p<.05 \*\*p<.01



革新勢力としての教職員組合が日の丸・君が代の実施を強く規定していたのに対し、完全実施に問題の関心が移る90年代半には教職員組合がほとんど力を持ちえなくなっている。それを受けて、保守側（自民党・文部省）が日の丸・君が代の法制化を進めていくことになった。

昨今、教育における愛国心の強化は、研究者の間でも、国家主義の観点から様々な形で論じられている。以下では、本研究の知見を踏まえて、より細部にわたって、問題を検討していく必要があると考える。本研究の知見を踏まえれば、以下に挙げる問題点や課題が浮かび上がってこよう。

多くの論者が指摘しているように、「愛国心」の名のもとで、「国家」を利用した教育の管理および統制が進みつつある。そして、この種の議論が教育基本法改正や憲法改正論議に連なることは論を俟たないだろう。とりわけ昨今では、多様なテクノロジーの発達と利用に伴って、監視の手段が電子化され、微細な差異でさえも容易に「発見」される対象になった。また管理や監視の方法はデータによって厳格におこなわれるようにもなった。しかし、微細な差異でさえも「逸脱」として認識されるようになれば、それは「根絶」の対象となり、管理や監視が強化しながら継続する。テクノロジーの発達と普及に伴って、さらに監視が見知らぬところで強化されることも十分に考えられる。

これらは、反対する左派リベラルや革新勢力の抑え込みのために、「国」や「愛国心」を利用した管理・監視の徹底が進んでいる。本研究の分析枠組みとして援用した「多元主義モデル」から革新勢力が大きく後退したことで、むしろ「パワー・エリート・モデル」の妥当性が高まりつつあるように思われる。このパワー・エリート・モデルは新保守主義的な国家主義の傾向と非常に緊密な関係にあり、国家による諸々の強制力（ときには暴力となる場合もある）を是認してしまう危険性を含んでいる。

それと関連して、国家の統制によってひとつの思想にまとめあげられ、それ以外の自由で多様な思想が排除される時、教師と子どもたちの精神的自由は言うまでもなく、各地域・各学校それぞれの個性や豊かな実践を奪いかねない問題も挙げられる。それは学校現場における教職員の同僚性も分断の危機に至らしめる場合もあるだろう。かつては保守および革新を問わず多様な思想をもった教員がおり、それぞれの教育運動を通して、その声は（政策に直接反映されるかどうかはともかく）政治に届いていた。しかし、今日のように、学校現場が分断されるようになると、現場の教職員の声が直接政治に届かないばかりか、国家による直接的な政治介入を受ける可能性が高まっている<sup>12</sup>。

80年代末以降の教職員組合は、分裂や文部省との和解を果たす一方、教育現場での影響力は格段に落ちたといわれる。特に90年代に入ってその状況は加速した。確かに、スト問題に見られるように教育現場を混乱させてきた日教組の過去の歴史は否定できないし、真摯に反省すべき汚点がないわけではない。そうした日教組のあり方を含めた革新系教職員組合の戦後問題が組合組織率の低下に拍車をかけた要因のひとつであろう。しかし、国の教育行政（文部省・文科省）や各自治体のチェックする勢力がその機能を喪ったとき、多様で自由な思想が認められず、特定の勢力が「暴走」しかねない懸念を拭い去ることはできない。

以上の背景には、新自由主義（民営化）が新保守主義（国家主導の組合潰し）と結びついて進行した問題でもある（大内2003）。国鉄民営化の事例を持ち出すまでもなく、日本労働組合総評議会（総評）の傘下にあった革新系の労働組合の多くは民営化の過程で縮小ないしは政治的スタンスの変更を余儀なくされた。革新政党（社会党や共産党）も90年代以降の自民党連立政権や自民党・民主党による「二大政党制」のなかで、かつてのような影響力や存在感をもちえなくなった。また、社会党は96年に「社会民主党」と名称変更したものの、各企業の労働組合の衰退など、主要な支持基盤を喪い、その未来は決して明るいものではない。

2006年12月には改正教育基本法が可決・成立するなど、これまで以上に国家主義的な色合いの強い教育へと変化することが予想される。学校教育における愛国心の強制という壮大な国家的プロジェクトのもとで、国家による介入や強制が強化・恒常化するのみならず、その対象範囲や微視的な介入の拡大も懸念される（広田2005）。権限が次第に強化され、ときには暴走しかねない国家に対して、誰がどのような形で監視役となるのか。国民一人ひとりに、この問題がいまこそ問われている。

〈付記〉本研究は、平成20～23年度文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B)「保守化・個人化する現代社会における子どもたちの社会的紐帯」（研究代表者・小針誠／研究課題番号20730538）による研究成果の一部である。

## 註

- 1 野中の国会答弁は以下の通りである。「やはり国旗・国歌を法文化して明確にして、そしてこれが強制じゃ

なくて、弾圧じゃなく、学校の場で自然に、そして過去の歴史のゆがめられたところは率直にゆがめられたところとして教育のなかにこれが生かされて、そしてそれがこれから我が国の国旗・国歌として定着をしていくように、そして学校現場では、先ほど申し上げましたように強制的にこれが行われるんじゃない、それが自然に哲学的にはぐくまれていく、そういう努力が私は必要ではなからうかと思うわけでございます」(1999年8月2日 参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録より。下線部は筆者による)。

- 2 本調査は、その後の影響(完全実施)を考えると、「事実の観察と統計による社会の認識が合理的な統治」(阪上1999:43)に至る契機としてみるができる。国家は悉皆調査を通じて、規範・模範(norm)と過剰・過少で不十分(abnormal)な対象を発見し、特に後者は撲滅と治療を目指して、積極的介入につながる。それはほかならぬ「人民を統治する技術に役立つ研究」としての「政治算術」(Political Arithmetic)でもあった。
- 3 広田(2009)は、保守派(自民党)内部に新自由主義的な勢力と旧来の保守、そして革新野党(左翼・リベラル)の「三極対立構造」を読みとっている。この対立構図は新自由主義的改革(たとえば郵政民営化)を巡る行動においては一定の妥当性が認められるものの、教育基本法改正や集団的自衛権をはじめとする問題については、新自由主義勢力も旧来の保守と行動をともにすることから、結局のところ、従来の「二極対立構造」(保守 対 革新)に収斂してしまうと見るのが筆者の見解である。ただ、2009年9月に民主党政権が成立したことで、旧来の保守(自民党)、リベラルな社会民主主義(民主党・社民党)、旧来の革新(共産党)の「三極対立構造」が予想される。
- 4 同調査結果のデータは文部(科学)省「国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査結果及び処分等の概要について」『教育委員会月報』(各年度版)や同省のホームページの「学校における国旗及び国歌に対する指導について(通知)」(各年度版)において入手することができる。
- 5 1985年8月15日には、中曽根首相(当時)が靖国神社を公式参拝し、アジア各国の批判・非難を浴びた。この出来事はそれ以降の靖国問題を考えるうえで、注目に値する。
- 6 現行の小学校社会科の学習指導要領には、その教科目標として「社会生活についての理解を図り、我が国の

国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公的資質の基礎を養う」(傍点は筆者)とある。

- 7 紙幅の都合上、図表等は省略するが、8変数間の単相関係数( $r$ )はいずれも高く( $.572 < r < .987$ )、それぞれ0.1%水準で有意であった。
- 8 君が代の「君」をめぐる解釈についてはこれまで様々な論争があったが、1987年12月8日の参議院決算委員会西崎晴久文部省初等中等局長は君が代の歌詞解釈について「象徴天皇」を指すと明言し、文部省として戦後はじめてその見解を明らかにした(田中2000)。
- 9 北海道の横路孝弘(無所属/社会党・革新自由連合推薦)、埼玉県の畑和(無所属/社会党・公明党・民社党・共産党など推薦)、徳島県の三木申三(無所属/社会党・公明党・民社党推薦)、香川県の前川忠夫(無所属/社会党・共産党・社民連など推薦)、福岡県の奥田八二(無所属/社会党・共産党など推薦)の各知事を指す。
- 10 日の丸・君が代の実施をめぐるっては、それぞれの地域による特殊事情もある。たとえば、沖縄県では、1987(昭和62)年に「復帰15周年」を記念して海那国体かりゆし大会が沖縄市で開催されたときに、昭和天皇の来沖が焦点になった。国体開催を前に卒業式・入学式への「日の丸・君が代」の実施が積極的に推進され、天皇来沖に向けた地ならしが行われたという。しかし、昭和天皇は大腸ガンを患ったため、代わりに皇太子(現在の今上天皇)が来沖した(目取真2006)。
- 11 93年の都道府県別の教職員組合組織率の具体的な数値については、文部省(文科省)より公開されていないため不詳である。その代わり、『日本教育年鑑'93』に掲載されている、各都道府県の組織率を示す棒グラフには、10%毎のスケール(目盛)がついていることから、50%以上/未満を推定することは可能である。
- 12 2006年に成立した教育基本法の最大の特徴は「ポジティブリスト」への転換である。旧教育基本法は、特にその第十条において、国や地方の教育行政を含め不当な支配に服することがないように定めた「権力拘束規範」としての性格を有していた。それに対し、現・教育基本法はその権力拘束規範が薄れ、必要な徳目や資質を目標リストに加えていくことになった結果、教育行政の「行き過ぎ」に誰が歯止めをとめるのか、「行き過ぎ」の判断基準が不透明になってしまうなどの問題が生じる可能性が高くなるという(荻谷2008;第1章)。

## 引用・参考文献

- 青木栄一（2004）『教育行政の政府間関係』多賀出版。
- 原 彬久（2000）『戦後史のなかの日本社会党 その理想主義とは何であったのか』中公新書。
- 広田照幸（2005）『《愛国心》のゆくえ 教育基本法改正という問題』世織書房。
- （2009）『格差・秩序不安と教育』世織書房。
- 荻谷剛彦（2008）『教育再生の迷走』筑摩書房。
- 村松岐夫（2000）「教育行政と分権改革」西尾勝・小川正人編『分権改革と教育行政 教育委員会・学校・地域』ぎょうせい 51-85頁。
- 目取真俊（2006）『沖繩「戦後」ゼロ年』NHK 出版。
- 中澤 渉（2007）『入試改革の社会学』東洋館出版社。
- 野田正彰（2006）『子どもが見ている背中 良心と抵抗の教育』岩波書店。
- 大内裕和（2003）『教育基本法改正論批判 新自由主義・国家主義を越えて』白澤社。
- 佐藤秀夫・編（1995）『日本の教育課題1 「日の丸」「君が代」と学校』東京法令出版。
- Schoppa, L.J., 1991, *Education Reform in Japan*, Routledge. 小川正人監訳（2005）『日本の教育政策過程 1970～80年代教育改革の政治システム』三省堂。
- 高橋哲哉（2004）『教育と国家』講談社現代新書。
- 田中伸尚（2000）『日の丸・君が代の戦後史』岩波新書。
- 暉峻康隆（1991）『日の丸・君が代の成り立ち』岩波ブックレット。
- 山崎政人（1986）『自民党と教育政策』岩波新書。
- 吉田敏浩（2005）「子ども・先生・親の『重苦しい春』 都内の公立学校に広がる日の丸・君が代強制」『論座』2005年6月号 朝日新聞社。

